

07	12月1	日					J	広		幸	Z	
火事でも最初ははこはやめまし	となるため、たばこの投げ捨これの不始末から火災の原因	は、約七百度位になります。たばこをすつている時の温度	ことマッチになつていま	毎年火災原因のトップは、たこの防止	◎たばこの投げ捨てと寝たば	めておきましよう。	いおき	の寝室は二階を避け、出入口	となつています。老人、幼児	ち老人、幼児の死者は十八人	る死亡者は二十八人でそのう	半年間の県下での火災によ
◎消防用施設等の点検、保守	。病院や工場等についての注	しく行ないましよう。	などがあります	すま等の近くで使つたため火出火したり、カーテンや、ふ	め油もれ等か	たり古くなつたゴムホースをソリン等を使つたたど弓火し	これはストーブの近くで	による火災が年々増えていま	石油ストーブ等の暖房器具	◎暖房器具の正しい使い方	をあらかじめ用意しましよう	家庭には消火器具や水バケッ
まには目ばりもしましよう。寒さを感じやすいもの、すきです、またすきま風はよけい	気を逃がきないため	ノよ冥戶こ	単にできることをお話ししま	んので、毎日の生活の中で簡	家全体を暖かくすることは、	も暖かく暮す工夫は必要ですります。脳卒中を防ぐために	高くなる人	と血圧、寒くな	寒さとかぜ、寒さと神経痛	寒さと建東	冬へのエ夫』	
また赤外線	・電気コタツ	電気暖房器具の使い方		す、フトン干し	~~	かけふとんの上に	敗ふとんの下こち	寒くなつてからの布	のもよいでしよう。	う肩	です、	肩からのすきま風
ランプの反射板マットなどを敷くし、オンド	方ぐこりこう	い方		ーしの回数が少し	てみて下さい。	し上にはいらない	トこ古い毛印を、か大変なものです	布とん干し		布とんを用意する	肩をすつぼ	は良ていて
ランプの反射板は一段とちがいます	ぐころこ		S SHOLY	15. 15.25	れます。	はいらない		布とん干し		を用意する	肩をすつぽ	は良てい

わ	6		<u>,</u>	-	B		.1.14					1100			第	4	号	(P	=y
の再点検	◎老人、病人、幼児等の寝室	。各家庭での注意点	れないようにしましよう。	気をつけ、その心がまえを忘	さん一人一人が常に火の元に	うことになりかねません。皆	想され、尊い人命や財産を失	災の発生が多くなることが予	会が多く、その不始末から火	これからは暖房器具を使う機	寒い季節になつてきました	/		(f		N. N. N.	がして、	イーン	
き大火にはならないものです	く時機が早ければ、消火もで								なくこのとの					- ASA		R-		1000	
『あなたもできる	The second s	登録審査会が開催されます。	登録の銃砲刀剣類を対象に、	程度緩和されていますが、未	は、その所持取り扱いがある	美術骨とう品の銃砲刀剣類	審査会のお知らせ	銃砲刀剣類登録		るようにしてください。	事にいたらないよう処理でき	し、事故が発生したときは大	ろでは、施設の整備を充分に	◎危険物等の施設があるとこ	ようにする。	火炎時に混乱することのない	め、避難訓練は充分に行ない	◎避難路はあらかじめたしか	をはらう。
。寝具の工夫で暖かく	21 -		3、印かん	「新潟県収入証紙」	2、登録手数料 五百円分の	証し	「銃砲刀剣類発見届出受理	与板警察署から交付された	砲刀剣類の現物、ならびに	1、登録をうけようとする銃	三、携行品	中越婦人会館	二、場所 長岡市城内町三	で.	日午前十時から午後三時ま	一、期日 十二月十四~十五	40 S°	の方は必ず審査を受けてくだ	未登録の銃砲刀剣類をお持ち
													に切りかえると丁度よい温か	入れておき床に入つたら適温	寝る三十分位前にスイッチを	。電気毛布	と反射熱がむだになります。	びたり、くもつていたりする	乾いた布でふきましよう、さ
													アイロンなどは禁物です。	こぼした時は、カゲ干しにし	また、おねしよしたり、水を	かぜをひく原因になります。	乾いたり、寝汗をかいたり、	あつすぎると、夜中にノドが	さで寝ることができます。

...

	(三)	45	肖 4	号	Ļ								広			報		木	2		L		ort	ŧ							昭	和48	年1	2月	1日
雪道での魚	り予想以上に治療費が増えた	してしまうと、 参貴定が出た	そうばかりとは限りません、	かりなら問題ないのですが、	良心的で誠意のある加害者ば	◎示談をすぐに結ばないこと	を出してもらつても結構です	いその後被害届	で連絡してもら	した め、ロ頭や電話		Ett	よ父易こありま 「うつし」(月紀	は、たちいの「月氏	<u> _ </u>	「日本」て一第三者行法		1-1-	民健康保険を使	+1:	二 二 二 不幸にして	康す。		その後加害者に	時一 替えて支払い、	国保で一時立て	リー目すべきものを	「「」」本来加喜者が負	再次り台寮費よることかできます。 たた交通	一般の症気と同じようにかか	りますが、交通事故の治療も	険はきかないという考えがあ	で交通事故には、国民健康保		れる逞、毎日多くの死傷者を交通事故、交通戦争といわ
急加速、急ブ	係で手続きをして下さい。	亥当皆よ、早目こ殳易手会れます。	四月分までは、五月に支払わ		されます。支給される額は、	老令特別給付金の支給は制限	以上の所得がある人の場合は		受けている人や、本人または) ただし、他の公的年金を		(七十才以上の人には、老令	こ主まれ、満七十才未満の人 明治三十ナ年四月一日以前	月台三ー1三日月一日人角	次の方々も年金か受けられる	() 戸 からえば () いいの	国売三公共の文王にの、		> ど合寺則合寸金が	(5 信用 虎る所に 相談する。	(4) 印鑑やサインは慎重に、			(2) 加害者の身元を知ること	(1) 警察に必らず届ける。	点	◎交通事故にあつた時の注意	すっても目住住した言い。	いらず 安易国 呆系 に 相談して	より、加害者に請求できなく	~	ので、後日加害者に請求する		なります。又国保が立て替え	払わなければならないことこりして、その分を被害者が支
- レーキは	~九時三十分まで。	寺間は各開催日とら友ヒ寺	いに「スポーツ教室」をご利	増進、美容と健康の増進に大	おもしろいものです。体力の	ーする方が数倍楽しくまた、	スポーツは観戦より、プレ	ボール」が加わりました。	たに「柔道」、「バスケット	います「スポーツ教室」に新	村民の皆さんに親しまれて	今宵も楽しく	レオージで				■な相手と声援をうけ、終始	じられ、応援席からの盛ん		■ーが行われ、日頃の練習成	■と多形なプレ	よりつぎつぎ	コムの選手こ	されました。	て盛大に開催	ンターにおい	大会が福祉セ	バレーボール	~	日、公民館主		終る	- 1 レーオール大会	ドード	
止めよう	ndendendendenden	せそろ	ん7 直で	な1 の	こど車	この道	い				イルノーボール 11 土曜	、柔道 //	卓 球 〃火曜日	バスケット 毎週月曜日			三位東呆内Bチーム	膨	山村ヲーユ	1司		0.84902.5	券 戦 「オ	- t e	1.5			1.53	ったたー	100.000			試合の結果は次のとおりで	は大変ご苦労さまでした。	選手ならびに応援の皆さん
	遊売万興書をして 住宅興書			積立金額の四%相当額=最				住宅供給公社への読		③住宅や宅地を買うために一	(日	損害保険料の控	-	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			50	①扶養親族や配偶者控除が受	ا ل کې د د د د د د د د د د د د د د د د د د	へ忘れずに申告をしてくださ	後の給与の支給日前に勤務先	次のような場合は、今年最	■しましよう。		■ れますが、サラリーマンに注	するための年末調整が行なわ	原泉戦区された所导党を青算	■ トニ 引 こ た 、 こ の 一 手 引 こ	■ ご注意を	サラリーマンは	7	下末周整		材あし	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	人などは除きます)	3年の中途て退職した人(再	や還付を受けた人	②災害を受けたため徴収猶予	額が五〇〇万円をこえる人	①一か所からの給与の収入金	だくことになります。	申告で税金の精算をしていた	が行なわれませんので、確定	次のような場合は年末調整	確定申告で精算を	人	③住宅取得控除が受けられる	る人	めに医療費控除が受けられ	②多額の医療費の支払いのた	除が受けられる人	①災害や盗難にあつて雑損控	できます。		日)で空余を受け、納め過ぎ		ような易合ま、権定申告(朝	る公喪よありませんが、欠り	かたは、年末誤整で所得税の	ほとんどのサラリーマンの	確定申告で還付を	P. を受け」ときるノ	ウシビをすようとする人			A CARRAY	330 8	And	

哈和48年12月1				с.	泉4万、
				ę. «	
	昭和48年	:度一般会計	(昭和48年9月30日		
(1) 歳入	D 状 況	(2)歳 出 の	状 況	し 九 昭 各 ま 月 和 決 先 す 三 四 算 月	NG
区分	子算額 収入济額 取入 子 1 樹皮	な た 区分う	·算額 支出済額 支出	ま三十十のの	
1.村 税 2.地方譲与税	TH P % 53,052 28,510,772 53.7 17.4 3,000 925,000 30.8 1.4	(a) 1.0000000 (1.000000 (0.0000))	10,887 4,882,718 44- 63,049 28,795,526 45-	8 3.6 ま年知報	00
 2.地方讓与税 3自動車取得税 3交付 4.地通安全対策 5.特別交付金 6.分担金及負担金 	3,300 1,807.000 54.8 1.1 159,300 125,890,000 79.0 52.4	1 3.民 生 費	38,002 15,367,062 40, 23,295 15,014,623 64	7 20.7 4 12.5 5 7.7 の算を号	
5.交通安全对策 6.分担金及負担金	348 0 0.0 0.1 4,792 340,003 7-1 1-	6 6. 農林水產業費	942 110,266 11. 23.371 6,479,008 27.	7 7.7 又のいで	253
7.使用料及手数料 8.国庫支出金 9.県支出金	4,165 2,136,120 51.3 1.4 16,899 4,981,416 29.5 54 14,402 1,267,412 8.8 4.5	5 8.土 木 費	7,739 7,469,265 96 65,063 8,591,644 13 8,077 3,008,575 37.	·5 2·5 状半し、 ·2 21.4 況期ま昭	
10.财產収入 11.寄附金	451 251,751 55.8 0. 3,175 0 0.0 1.4	2 10.数 育 費	40,380 20,442,702 50. 2,663 1,260,535 47.	6 13.3 を分し和	Sel
12.繰入金 13.繰越金	0 0 0.0 0.1 12,073 12,073,596 100.0 4.1	0 13.諸 支 出 金	20,227 6,405,376 31 73 549 0	7 0.0 5月、七	
14.諸 収 入 15.村 債	7,678 1.429,124 18.6 2. 21,600 0 0.0 7. 304,235 179,612,194 59.0 100.4	1		い日回度	ARA
歳入合計	304,235 179,612,194 59.0 100.	0 歳 出 合 計 :	304,235 117,827,849 38.	7 100.0 72 (11 0)	222
	D 状況	(5)村			
区 分	子 算 額 収入 济 額 駅 合 予 3 11,472 5,282,945 46-1 21-6	4	分 47年度末 現在高 通債 103,219.336	48年度償還額 現 在 高 9 100,501,927	200
固定資産税 軽自動車税	28,031 14,504,902 51.7 52.4 2,367 2,406,580 101.7 4.5	5 (2) 土	生 街 55,307,558 木 街 28,854,266	2,383,572 52,923,986 132,893 28,721,373	650
市町村たばこ消費利 電気ガス税	2,817 1,404,025 49.8 5.	3 2.災1	育 債 19,057,512 音 復 旧 債 2,616,012 木 債 1,137,563	200,944 18,856.568 244,175 2,371,837 148,664 988,899	C OC
木材引取税 特別土地保有税 計	31 0 0.0 0.1 1 0 0.0 0.1 53.052 28.510.772 53.7 100.1	0 (2) 公共	公用施設債 274,368 育 債 1,204,081	65.337 209,031 30,174 1,173,907	1-q
	 負担割合	3. そ (1) 市町 (1) 渡君	の他 村民税臨時 4 補 てん債 2,364,340 2,364,340	902,045 1,462,295 902,045 1,462,295	
年度」 民 1		合	計 108,199,688	3,863,629 104,336,059	
	256,612 4 1, 1 7 9 8, 7 1 2 240,895 4 0, 3 4 7 8, 5 6 0				
				和島村水道事業	経理状況報告書
昭和48 (1)歳入の	年度国民健康保険特別会 状況	計 (昭和48年9月3 (2)歳 出 の 状 注		(1) 収益的収入及び支出 収 入	(昭和48年9月30日現在)
			皮出済額 支出 子 算 割合 構成比	区 分 前年度決算	
 1.国民健康保険料 2.一部負担金 3.使用料及手数料 	1 0 0.0 0.0 2	2.保険給付費 73,225 2	4,205,012 33,1 80.7	第1款 水道事業収益 8,142,6 支 出	^P 21.574 14,737,543 68,3 ^{**}
그는 이 방법이 있는 것이 들어야 한 것이 없다.	4,988 17,242,000 38.3 49.6 4		1,034,379 45.0 2.5 2,552,248 84.0 3.4 0 0.0	区 分前年度決算	
6.財產取入 7.繰入金	404 426,910 105.7 0.5 6 5,700 0 0.0 6.3 7	·諸支出金 31 ·予 備 費 7,511	0 0.0 0.0 8.3	第1款 水道事業費用 15,396,8	36 29,593 12,915,256 43.6
8.操 越 金 9.諸 収 入 行 歳 入 合 計	0,732 10,732.650 100.0 11.8 103 355,396 345.0 0.1 0,712 40,065,999 44.2 100.0	** ** 00 710 0		(2) 資本的収入及び支出 _{収 入}	
	9,112 40,000,555 44-2 100.0	蔵 出 合 計 90.712 2	9,536,188 32.6 100.0	区 分 前年度決算	
\swarrow		負担割合 5 1世帯当り 1人当り	1	第1款 資本的収入 8,200 支 出	^{PI} 325 139,700 43,0 [%]
	年度 跌踝者 4 7 23,847,1	^円 <u>負担額負担額</u> 02 25,587 ^円 6,797	19	区 分 前年度決算	円 千円 門 %
π_{1}	4 8 13,708,4	26 14,949 3,999	1	第1款 資本的支出 1,834.4	1 3,326 844,276 25.4
milion					~*
ご よん の 指 らに で 導 な は	四のがお雪を富 いのであすな雪をない いたりまそです。 によっていた。 のでのでのです。 のでのでのでのです。 のでのでのです。 でのでのでのです。 でのでのでのでのです。 でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	で下さい。下さい。	などをあていものは板	二、道路に 二、道路に	い第今協除
下いう道	雪らまそでな業	さかや道い設 いや品路。し いい物上 て	しただけの	道路に 力が行	いては万全の いては万全の しよ
いう雪	業格	Sec. 1999.		たないます たちおろし たいで下	いては万全の体制 いては万全の体制
· 谷車 i	: はし T		¥ Tw	でろ 願るま	体たい 末間 に
家が営	危て【集白	@ 栗 蓬 💩	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100		1 VL 11/2
さい。 ませの … 付って			現在 をき ちんと	路に いた いた に いた に い に に い の で 、 の の で 、 の の の で ろ の の で の の の の の の の の の の の の) 体制で、 降雪の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

昭和48年12月1日